

このたび、当社では、Web上においてインターネット取引の電子口座開設申込みの取扱いを開始することに伴い、約款・規程集を一部改正いたします。お客様におかれましては、当該改正内容等をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

（改正項目）

1. 次の約款・規程について一部改正いたします。
「個人情報保護方針」、「第2章 インターネット取引総合取引約款」
2. 本改正については、令和2年10月26日から施行します。

（改正項目の新旧対照表）

下線部分変更

新	旧
個人情報保護方針	個人情報保護方針
1. ～7. (現行どおり)	1. ～7. (省略)
個人情報等の主な取得元及び外部委託している主な業務について 【個人情報の主な取得元】 (現行どおり) 【外部委託をしている主な業務】 当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報等を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。 <u>・口座開設等に係る申込内容の精査及び入力に関する業務</u> (現行どおり)	個人情報等の主な取得元及び外部委託している主な業務について 【個人情報の主な取得元】 (省略) 【外部委託をしている主な業務】 当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報等を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。 <u>(新設)</u> (省略)
第2章 インターネット取引総合取引約款	第2章 インターネット取引総合取引約款
第3条（総合取引の利用） (1) (現行どおり) (2) お客様は、第1項⑥、⑦の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。また、第1項⑬の取引については、非課税口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。ただし、この取扱いは法人のお客様はご利用できません。	第3条（総合取引の利用） (1) (省略) (2) お客様は、第1項⑥、⑦、 <u>⑬</u> の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。また、第1項⑬の取引については、非課税口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。ただし、この取扱いは法人のお客様はご利用できません。
第5条（総合届出印鑑） <u>(1)</u> お客様は、総合取引開始時に総合印鑑届を届出いただきます。ただし、すでにその届出がなされている場合には、その印影が届出印鑑となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。なお、すでに当社に開設されているすべての口座及び今後開設されるすべての口座についてもこの印影を当社への届出印鑑として取扱わせていただきます。 <u>(2) インターネット経由で口座開設のお申込みを行うお客様は、届出印鑑は不要となります。</u>	第5条（総合届出印鑑） お客様は、総合取引開始時に総合印鑑届を届出いただきます。ただし、すでにその届出がなされている場合には、その印影が届出印鑑となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。なお、すでに当社に開設されているすべての口座及び今後開設されるすべての口座についてもこの印影を当社への届出印鑑として取扱わせていただきます。 <u>(新設)</u>

以上